

規制委・規制庁の大ウソにだまされてはいけない！

川内 1 号の保安規定認可は期限を過ぎてしまっている。

再稼働はそもそも出来ない。

1. 川内 1 号の高経年化対策を含む保安規定は、
運転開始から 30 年の日＝昨年 7 月 3 日までに認可されていなければならなかった。
現状は、規制委員会が定めたガイドや法令に違反している。

【この問題の前提】

★高経年化対策とは、通常の保全の中に一体化して、保安規定に位置づけられ、認可の対象となるもの。

高経年化技術評価の実施→ 長期保守管理方針の策定→ 保安規定に組み込み

→ 保安規定の申請→ 審査→ 保安規定認可

・・・その後、平成 20 年 8 月に実用炉規則が改正され、高経年化対策を通常の保全の中に位置づけ一体化することで、原子力発電所の運転当初からの経年劣化管理を義務付けるとともに、長期保全計画を、新たに「保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の方針」（以下、「保安規定」という。）に位置づけ、認可の対象とされた。・・・

本評価書は・・・運転を開始した日から 30 年以降の 10 年間に実施する高経年化の観点から現状保全を充実する新たな保全項目を抽出し、長期保守管理方針としてとりまとめたものである。

九電の川内原発 1 号の高経年化技術評価書 第 1 章 はじめに 2 頁（H27 年 7 月一部変更）より 下線は引用者

（この一体化の趣旨は、新基準以前の 2008 年に既に確定している）

【川内 1 号の高経年化の審査の経緯】

- ・高経年化の審査は新基準適合性審査とは別に行われている
「原子力規制庁が審査を実施し、その結果を原子力規制委員会へ報告し決済を得る」
（「高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査について」平成 25 年 12 月 11 日 原子力規制委員会）
- ・2013 年 12 月 18 日 九電が老朽化対策の保安規定の変更申請を提出
- ・2014 年 1 月 31 日 第 1 回審査会合
（第 1 回原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合）
- ・2014 年 2 月 24 日 第 2 回審査会合。以後審査は続く
- ・2014 年 7 月 2 日 規制委員会会合
審査が終了しないため、申請書が出ていれば、審査は 30 年を超えてもいいとってしまう
- ・2014 年 7 月 3 日 川内 1 号は 30 年
- ・2015 年 3 月 18 日 工事計画認可（新基準適合性審査関係）

- ・2015年5月27日 保安規定の認可（新基準適合性審査関係）
- ・2015年7月3日 九電が保安規定変更認可申請書の補正提出
- ・2015年7月13日 第9回審査会合

【法令上の問題】

★川内1号の新基準適合性審査が大幅に遅れたため、「30年を超えるが審査を続ける」と規制庁・規制委が勝手に決めてしまった。

新基準適合性審査が大幅に遅れ、基準地震動も引き上げとなり、高経年化技術評価・長期保守管理方針策定も遅れ、それを取り入れた保安規定は遅れに遅れた。そのため、昨年7月2日（30年目の前日）の第15回規制委員会会合で、規制庁が文書を出し、「30年を超えるが審査を続ける」と勝手に決めた。

2. 今後の審査について

川内1号炉について申請されている運転を前提とした高経年化対策の妥当性を確認するためには、新規制基準に適合するために必要となる工事の計画が確定することが必要である。このため、平成26年7月3日に運転開始以後30年を経過することとなるが、新規制基準適合性審査の状況を踏まえつつ、引き続き高経年化対策の審査を進める。

九州電力株式会社「川内原子力発電所保安規定変更認可申請」（1号炉の高経年化技術評価等）の審査の状況について 平成26年7月2日 原子力規制庁（第15回 原子力規制委員会 資料2）下線は引用者
<https://www.nsr.go.jp/data/000047984.pdf>

【法令違反の根拠1 実用炉規則82条】

運転開始後30年を経過する日までに、技術的評価を行い、10年間に実施する長期保守管理方針を策定しなければならない。

◆実用炉規則（抄）（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第八十二条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。
 （以下略）

「高経年化対策制度について」 規制委資料 <https://www.nsr.go.jp/data/000058898.pdf>



◆規制委・規制庁の言い分ーその1

法令上は、申請期間に係る規定で、審査終了が30年までとは書かれていない。

しかし、そうではない。次のガイドが重要

★【法令違反の根拠 2 高経年化対策実施ガイド 適用期間の始期】

★ガイドでは、長期保守管理方針は「運転開始後 30 年を経過する日」から適用すると定められている。単なる「策定」ではなく、「適用」の開始時期が規定されている。

・そのため、川内 1 号の場合、「30 年を経過する日」=2014 年 7 月 3 日に適用開始されていなければならない。長期保守管理方針を適用するためには、それを含む保安規定が認可されていなければならない。

・しかしこの保安規定は認可されておらず、川内 1 号は 31 年を経過しても、長期保守管理方針は実行されず、実施ガイドに明らかに違反している。

③ 長期保守管理方針の適用期間の始期

イ 実用炉規則第 8 2 条第 1 項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後 30 年を経過する日

実施ガイド 「3.2 長期保守管理方針の策定及び変更」より 下線は引用者



◆規制委・規制庁の言い分—その 2

長期保守管理方針は、向う 10 年で実施するもので、すぐに影響が及ぶものではない=例えば配管の破損等がすぐに起こるわけではないから、審査が長引いても問題なし。

あと、今回申請されております保守管理方針それ自体でございますけれども、こちらの各アイテムについても、主に中長期的なものということで、向こう 10 年間で実施していくというもの、具体的に申し上げますと、中性子脆化 (ぜいか)、あと、低サイクル疲労につきまして、向こう 10 年間の実際の運転履歴、これを踏まえた評価を行っていくということが長期保守管理方針として掲げられているということございまして、直ちにそうした状況が、今般、30 年目をまたぐことによって影響が及ぶものではないということ。

(2014 年 7 月 2 日議事録 9 頁)

●市民側の反論

★これは概念の違う話。問題をすり替えている。

適用期間の始期という規定に対して、すぐに疲労破壊等は起きないという「安全神話」を対置している。

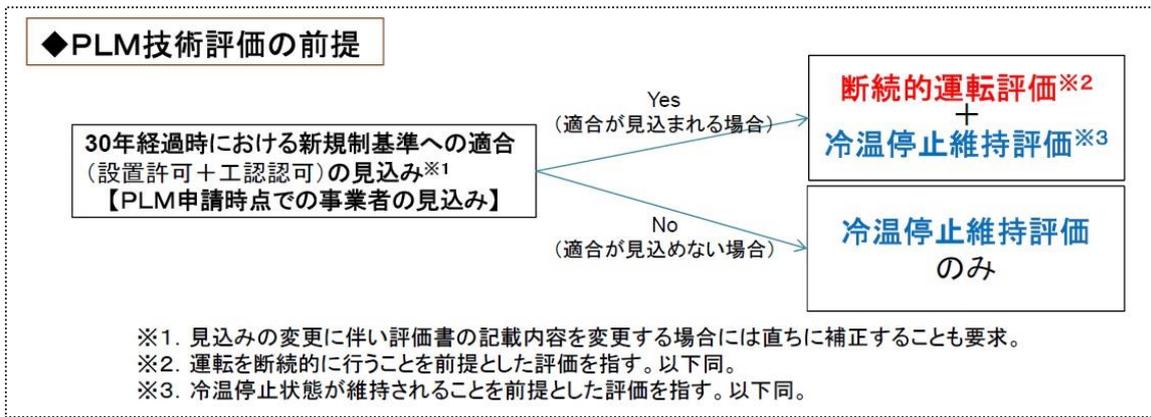
◆規制庁の言い分—その 3

今は運転停止しているから問題は起きない

あと、今回まだ、新規制基準への適合性審査がまだ途上であることから、引き続き冷温停止状態が継続していくと。(2014 年 7 月 2 日議事録 9 頁)

●市民側の反論

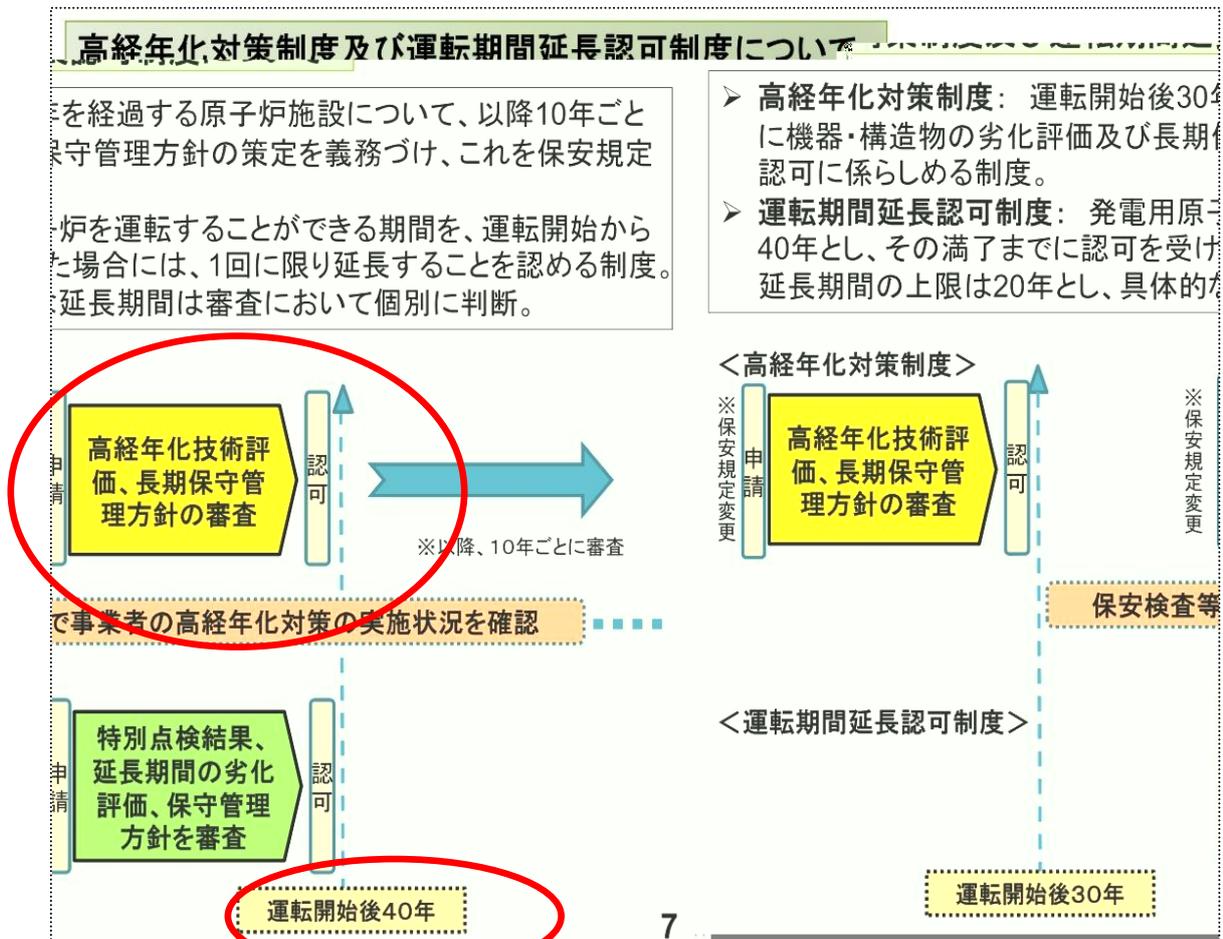
★川内 1 号の場合、運転を前提にした審査をしているのであり、現在が冷温停止であるかどうかは関係ない。



★【法令違反の根拠 3 規制委の説明資料】

規制委の資料「高経年化対策制度について」7頁では、保安規定変更の認可が30年までに終了となっている。

- ・認可の中には、長期保守管理方針の審査が入っている。



2. 川内1号の再稼働はそもそも無理 [質問6番]

★保安規定の認可と再稼働は法的にリンクしている。保安規定の認可なしに再稼働はできない
明日の規制委員会で保安規定が認可されても、時間切れなので、再稼働はそもそもできない

★ガイドや実用炉則の上位にある原子炉等規制法では、事業者が保安規定を定め、運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない、と定められている。

・これを定めた原子炉等規制法43条の3の24に違反

原子炉等規制法 (保安規定)

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

「これを変更しようとするときも、同様。」

→保安規定の変更の場合も、運転開始前に、規制委員会の認可を受けなければならない。

川内1号の場合は、30年の日までに認可の必要があったが（昨年7月3日）、既に時間切れ。

★そのため、規制委員会が8月5日に保安規定を認可したとしても、ガイドや炉規法、原子炉等規制法に違反しており、再稼働はできない。